

国際人道法と国際刑事法は有効に働くか

——戦争の法と侵略国の法的責任

法政大学教授

坂本正幸

「人道的介入」のための武力行使は、国際法上正当性があると言えるのか。果たして傭兵は戦争捕虜として扱われるのか、戦争犯罪は国際刑事裁判所で追及できるか。「戦争の法」の原則と、その限界を明らかにする。

さかもと まさゆき 一九六六年生まれ。早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了。弁護士。東京大学大学院法学政治学研究科（法科大学院）講師、内閣府官民人材交流センター法令等遵守担当室長などを経て現職。専門は民事訴訟法とA1に関する法、国際人道法。陸上自衛隊予備二等陸佐。

国連憲章では国際紛争解決の手段としての武力による威嚇および武力行使は原則として否定されるが、例外として

国際連合の目的に合致する場合の武力行使を認めている。通常は安保理が認めた国際紛争の鎮圧や、自衛権の行使を認めることが武力行使を認めるケースとなる。武力による国際紛争解決の否定は、実は、日本国憲法のための特別な概念ではない。

戦争のルール・国際法が決める枠組み

今回の、ロシアのウクライナ侵攻に関わる国際法的问题是、ある国家の領域内において重大な非人道的行為がなさ

れている場合に他国の介入が可能か、という「人道的介入」の問題となると思われる。

人道的介入は、他国における他国民に対する大規模な人権侵害を防止し、あるいは止めさせるための、国連安保理による決議によらずに行われる個別国による武力行使を言う。人道的介入はかつて他国の政治に介入する手段として使われたことがあり、現在は安保理によらない武力介入の可否が論点として存在している。

ロシアの主張は、ウクライナ領内でのウクライナ政府の非人道的な行為があったというものである。この主張が正当化される場合は、人道的介入が認められる場合のみとい

うことになろう（一九九九年のNATOによるユーゴスラビア空爆で、人道的介入としての合法性が英国やベルギーにより主張された。この武力行使の合法性については、国際司法裁判所（ICJ）が管轄権の存在を否定したため、判断されないままに終わった）。

人道的介入の合法性について、現在のところどのような行為が合法となるかが不明確なままであり、今回のロシアの武力介入がどのように評価されるかは不明である。

なお、国際紛争の解決手段としての戦争が禁じられているため、宣戦布告などの開戦要件は、現在の国際法には存在しない。

一方、武力行使自体は限定的に認められているが、その場合には国際法の諸原則が守られなければならない。

武力紛争で守られるべきルールが、「一九四九年のジュネーヴ四条約と一九七七年の二つの追加議定書」である。そのうち「一九四九年八月二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）」が重要であり、ここでは武力紛争の際に攻撃してよい軍事目標や対象となる戦闘員、使用可能な武器などのルールが定められている。これら条約についてはロシア連邦も批准しており、条約を遵守して武力行使をしなければ

ならないという義務を負っている。

戦闘員とは誰か、傭兵は戦闘員か

親ロシア派武装勢力「ドネツク人民共和国」の最高裁判所は六月九日、捕虜としたウクライナ側の外国人兵士（イギリス人二名、モロッコ人一名）に対し死刑判決を下したとのニュースが流れた。未確認だが、刑の執行が告げられたという情報もある。また、戦局不利を打開するためか、ロシアが民間軍事会社を使うのではという観測もある。

まずは、国際法における「戦闘員」とは何か、について整理しておくことが出発点となる。

日本では第二次世界大戦後、直接国家間の武力紛争に国土が巻き込まれることはなかった。そのため、われわれはフィクションの世界でしか戦闘員を認識しておらず、実際の戦争における概念を正確に知らない。戦闘員と傭兵の区別がないままに報道に接している人がほとんどではないだろうか。

国際法では「戦闘員資格」という概念があり、「捕虜」には「特権」が認められるため、文民と大きな差異がある。「資格」であり「特権」であることに違和感を持つ人も多いと思われる。

戦闘員資格とは何か。この要件はジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定められている。

戦闘員資格の要件は「戦闘員であること」である。戦闘員と認められる者は軍隊の構成員である（ハーグ陸戦条約規則第一条）。その後、ゲリラなどが軍服（規則上は、戦闘員を識別するための制服）を着ないで戦闘に参加したり、民兵の扱いをどうするかなどの課題が生まれている。

国際法上、戦闘に加わるのは戦闘員だけであることから、そうでない文民との区別が重要である。

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書では、軍隊の構成員であること、武力紛争の際に適用される国際法の諸規定を遵守すること、攻撃または攻撃準備のための軍事行動を行っている間、自己と文民たる住民とを区別すること、敵対行為の性質のために自己と文民を区別できない状況において、交戦の間および自己が参加する攻撃に先立つ軍事展開中に敵に目撃されている間、武器を公然と携行することが求められる。戦闘員であるということは、攻撃の対象として文民と区別され、直接の敵対行為に参加でき、自軍の国内法で訴追されることなく、捕虜となる資格を有するということにある。

捕虜になる資格は戦闘において重要である。捕虜は文民

と異なり複数の特権を持つ（捕虜の特権として、これまで紹介したものの以外に、施設内での階級に従った生活の保障などがある。先のロシアが捕虜としたウクライナ軍の戦闘行為に従事する外国人について、英BBCの報道によるとイギリスは戦争捕虜としての扱いを求め、ロシアは傭兵であると主張して対立している）。なお、日本の国内法としては「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」がある。

傭兵は戦闘員資格を持たない。彼らは捕虜となることはできず戦闘員としての特権を持つことはない。傭兵の定義は、高額の報酬を含む私的利益を主目的として戦闘に参加する者のうち、紛争当事国の軍隊の構成員または国民でないものとされる。

傭兵は、以下の六つの要件すべてを満たさなければならない。①武力紛争で戦うために現地または国外で特別に採用されていること、②実際に敵対行為に直接参加していること、③主として私的な利益を得たいとの願望により敵対行為に参加し、並びに紛争当事者によりまたは紛争当事者の名において、当該紛争当事者の軍隊において類似の階級に属し、および類似の任務を有する戦闘員に対して約束され又は支払われる額を相当上回る物質的な報酬を実際に約

束されていること、④紛争当事者の国民ではなく、また、紛争当事者が支配している地域の居住者ではないこと、⑤紛争当事者の軍隊の構成員でないこと、⑥紛争当事者でない国が自国の軍隊の構成員として公の任務で派遣した者でないこと（ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第四七条）。

外国籍であっても、正規に軍に編成できる場合は傭兵とは言えない。外国人部隊が通常編成されている国もある。また、報酬が高額であるケースがそれほど多くないこともあり、傭兵に該当するケースは少ないものと考えられる。この規定から考えた場合は、ロシアが捕虜として扱った外国人兵士は傭兵ではなく、捕虜としての扱いを受けるべき正当な利益を有する戦闘員に該当する可能性が高い。

この関係で問題となるのは、現代の紛争で大きな力を持つ民間軍事会社であるが、現状では上記の要件すべてを満たすのは困難であり、傭兵には該当しないと考えざるを得ない。

原発の占拠は適法か——攻撃目標の原則

戦闘員であることを明確に区別する必要性は、戦闘員以外は攻撃対象とできないという意味を有する。文民保護は近代戦では絶対に必要なルールである。だから、文民を保

護するために「攻撃対象としてはならないもの」が規定されている。

文民および民用物は攻撃目標にしてはならない（軍事目標主義）。この原則から攻撃目標としてよい人と物が定められる。人的目標は戦闘員であり、文民は除かれる。

物的目標については、軍事目標主義から、①その性質、位置、用途または使用が軍事活動に効果的に資する物であること、および②攻撃の時点における状況において明確な軍事的利益をもたらす物であること、の要件を満たさなければならぬ。

医療組織に関しては周知の通り、攻撃目標から外す必要がある。国際人道法は戦場での傷病者の保護も目的としており、戦闘員の間でも損害が大きくならないように種々の制限が行われている。ジュネーヴ諸条約追加議定書などの、「ジュネーヴ」という名が冠されているものは国際赤十字の活動の積み重ねに負うところが大きい。

例外的に医療組織が攻撃対象となることがある。それは、その医療組織が人道的任務から逸脱して敵に有害な行為を行うために使用された場合である。この場合には保護の対象から外される。ただし、即時の攻撃は認められず、合理的な期間を定めた警告が無視された場合のみ攻撃が可能で

ある。今回、ロシア軍は複数の病院を爆撃していると見られるが、この要件を満たしているかは疑問であり、責任が問われるものと考えられる。

原子力発電所の制圧について、ジュネーブ諸条約追加議定書一は、危険な力を内蔵する工作物および施設に対する攻撃を軍事目標とすることを制限している。ここでいう工作物や施設に該当するものは、ダム、堤防、原子力発電所である。

これらを軍事目標とすることは、施設への攻撃によって、また、軍事目標でなくても、同じ場所もしくはその近傍に位置する別のものを攻撃することにより危険な力が放出されることで文民たる住民に重大な損失が発生する危険があるため軍事目標にはできない。ダムや堤防は水力で周辺を壊滅させる可能性があり、原発は放射能の影響により重大な被害が生じるおそれがあるためである（その後長期にわたり影響が出るため）。その基本にあるのは文民保護である。

軍事目標として攻撃可能なケースは、ダム、堤防、原発並びにこれらと同じ場所または近傍にある他の軍事目標が敵の軍事行動に対して常時の、重要なかつ直接の支援を行うために利用されている場合で、支援を終了させるためにはこれらを攻撃する以外に他の方法がない場合である。

原子力発電所の場合は、電力を供給している場合に攻撃目標とできるかが問題となるが、今回のロシアによる原子力発電所の制圧が軍事目標として攻撃可能な要件に該当するかは疑問である。発電所は特に文民の生活を支えるインフラでもあり、適切な管理と運用が求められるものである。ウクライナ侵攻でロシアは、原子力発電所の攻略で何を目指しているのか、わからないところが多い。

国際刑事裁判所の訴追の限界

国際刑事裁判所は人道に対する罪を管轄している。人道に対する犯罪は、文民たる住民に対する攻撃であって広範または組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつづなされる行為である。普通の犯罪とは、その規模や組織性において異なる性質を持つと規定されている。ジュネーブ諸条約追加議定書に反する行為は、国際刑事裁判所（ICC）の管轄として裁かれる対象となる。

まず、問題の行為が「侵略犯罪」に該当するか、という点が問題になる。侵略犯罪は、「性質、重大性及び規模に照らして国連憲章の明白な違反を構成する侵略行為」の「国の政治的又は軍事的行動を実質的に管理し又は支持する地位にある者」による「計画、準備、開始又は実行」であ

る。侵略行為が国連憲章二条四項違反とされる行為である場合、国家指導者個人としての刑事責任の発生について規定したものである。

そして問題となる侵略行為は、「他の国の主権、領土保全又は政治的独立に反する、また国際連合憲章と両立しない他の方法による、国による武力の行使」である。

ウクライナ侵攻について考えると、人道的介入として合法性が認められるなど特殊な事情がない限りは、侵略行為に該当することは否定できないと考える。

では、これをICCが審理することができるのか、が問題となる。ICC規程一二条二項では、犯罪行為地国または被疑者国籍国の少なくとも一方の国がICC規定の締約国であるか、管轄権行使の受諾をしていることが要件となる。

侵略行為の管轄については、締約国付託または検察官の職権による捜査の場合は、締約国のみが対象であり、非締約国は対象とならない。また締約国も適用除外宣言ができる。そのため、締約国侵略犯罪に関しての管轄権の行使には、侵略行為国の同意が必要となっている。

ただし、ICCの検察官は国連安保理から独立して捜査を行うことができるようになった。検察官は捜査開始にあ

たっては、国連安保理の侵略行為存在認定があるかを確認し、六ヵ月以内に認定がない場合には、安保理の捜査延期要請がない限り捜査が開始できるとされている。しかし、ロシアは管轄権行使に同意しないとみられ、これによって国家指導者は守られることになりそうである。

一方、国連安保理が侵略戦争に関する事態を検察官に付託することも可能だ。この場合は侵略国の同意は不要である。しかし、安保理の構成を見ればわかるように、本件で安保理が付託を決議することは考えられない。

このように考えると、ICCの裁判権の行使が困難であることは否定できず、期待できないと言わざるを得ない。

第二次世界大戦をはじめとして、大規模な国際的武力紛争が生じた場合、戦勝国がその後の世界のあり方を大きく決定し、そのバランスの上に乗って外交が行われてきたのが定石だったが、東西冷戦終結後は国家間戦争や地域紛争からテロとの戦いに戦争のかたちが移行していった。そのような中で、ウクライナ侵攻は大国の武力行使として起こされた戦争という、例外的な性格を持つ。現在の国際法上のシステムでの、戦争犯罪に関する刑事責任の追及には困難や限界があるという問題が表面化したものとも言えよう。●